

第七回
参議院電力問題に関する特別委員会

参議院電力問題に関する特別委員会会議録第十一号

昭和二十五年三月二十二日(水曜日)午後二時二分開会

本日の会議に付した事件

○電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金担保に関する法律案(内閣送付)

○電力問題に関する調査の件(昭和二十五年年度生産計画及び電力割当計画の件)

○委員長(飯田精太郎君) 只今より電力問題に関する特別委員会を開会いたします。

本委員会に予備審査のため付託になりました電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案を議題といたします。先ず本法案に対する政府の説明をお願いいたします。

○政府委員(始関伊平君) 只今議題となりました電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案につき提案理由の説明をいたします。

電源の開発、電気事業の復興整備を図ることは刻下の急務でありましてこれを促進するため、電気事業に対しては従来復興金融庫及び米国対日援助見返資金より多額の融資が行われているのでありますが、これら国家資金による融資については確実な担保を以てその債権の保全を図らなければならぬのであります。併しながら電気事業のごとく公共事業たる見地からその資

産について政府の監督が加えられているものについてはこれ等の債権の保全の為に強いて特別担保を設定するまでの必要なく、従来電気事業法第十九條の規定により社債権者に対して認められている一般担保の制度を採用することによつて十分その目的を達することができると考えられるのであります。

又強いて特別担保を設定するときには社債権者の権利を侵害し将来の起債に影響する虞れもありますので、これらの支障をなくし又財団の編成維持に要する費用を設備の面に有効に使用することを可能ならしめるため見返資金及び復興金融庫からの借入金についていわれる一般担保の制度を採用する必要があると思つております。

この法律案は以上の趣旨によりまして電気事業会社の米国対日援助見返資金及び復興金融庫からの借入金にいわゆる一般担保の制度を採用し、第三者保護の見地から、かかる借入金の融資を受けた電気事業会社は借入金の主要事項を公告し併せて決算期の貸借対照表にその旨附記する事を規定してあるのであります。何とぞ本案の意図するところを了承せられ慎重御審議の上、本法律案が可決されるようお願いする次第であります。

○委員長(飯田精太郎君) 本法案に対し御質疑がございましたらどうぞ……速記を止めて。

午後二時七分速記中止

午後二時三十分速記開始

○委員長(飯田精太郎君) 速記を始め。本日はこの程度で質疑を打ち切りたと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(飯田精太郎君) それでは只今から電力問題に関する調査に移ります。

本日は先般来政府の方の準備が間に合いませんで延び／＼となつております昭和二十五年年度の生産計画と電力割当計画について安本当局の説明をお願いいたします。尚本議題には当然第一四半期割当計画をも含むものとして御説明をお願いします。それでは中川次長。

○政府委員(中川哲郎君) それでは只今お配りいたしました昭和二十五年年度の電力配当計画の方針について御説明申し上げます。この委員会におきまして非常に前から二十五年年度電力配当計画がどうなるかというお尋ねもございました。いろいろ準備の関係上遅れまして誠に申訳なかつたと存じます。それで本日は二十五年年度の年間計画について概要を申し上げます。

やや詳しく策定いたされました第一四半期分の改訂について御説明申し上げます。御説明の関係上印刷物は昭和二十五年年度第一四半期電力割当方針(案)というのがございますので、これを御覧願ひたいと思ひます。

この二十五年年度の電力の割当方針につきましては、御案内のように従前は供給力の限度までを配当いたしまする

ために、それに即応いたしました計画を樹立いたしておつたのでございますが、昨年第四四半期から安い電気を割当てる限度を決めるということに方針の変更を見たので、当年度の割当方針も従つてさうな意味合いで配分を行なつております。第一番目に供給力の想定という項がございます。印刷物につきまして読みながら御説明申し上げます。

一、供給力の想定、

(一) 先ず年間の供給力の見通しとして、水力は平水年の可能発電電力(過去八ヶ年の可能発電電力の実績のうち最大と最小のものを除いた六ヶ年の平均値)と利用率(全国、年間平均で八七・七%)を想定して年間水力発電量を二百九十二億二千万キロワット時とし、火力は年間約五百五十万トンの石炭を消費して約五十億キロワット時の発電をするを予想して、水火力合計三百四十三億キロワット時を総発電目標量とする、このうち標準料金を適用する割当供給力に組み込む火力発電量は、電気事業の收支より年間三百三十万トンの石炭消費に要する三十億六千万キロワット時とし、火力発電量と合せ三百二十二億八千万キロワット時を割当供給力とする。

一緒にお配りいたしました計数の入りました印刷物の方を御覧願ひます。昭和二十五年年度割当計画(概案)という印刷物がございます。第一四半

期、第二四半期、第三四半期、第四四半期と各四半期別になつておりまして、年間計という欄が終りのところがございます。(A)は二十五年年度の年間計画でございます。(B)は二十四年度の年間計画でございます。又(C)は二十四年度年間実績となつております。この二十四年度の計画と申しますのは、昨年度の各期の割当計画を積算いたしましたものでございまして、先程申しましたように、第三四半期までは供給力一杯の計画を組んでおりますが、第四四半期につきましては、標準料金を適用する段階の計画となつておりますので、二十四年度の計画の方も一四半期だけさうな意味合いでの計画の変更を見た数字が入つたわけでありまして、又(C)の昭和二十四年度実績と申しますのは、この第四四半期はまだ実績が分つておりませんので、二十三年度の第四四半期分を便宜これに加えてでございます。従つて昭和二十四年度は一月から十二月までの実績であると、かようにお含み置きをお願いしたいと思います。そうして供給力の方は説明書の方にもございましたように、過去八ヶ年の可能発電電力の実績を原則としてつたわけでございますので、この過去八ヶ年と申しますのは、昭和十七年から二十四年に至ります八ヶ年でありまして、昭和二十四年分につきましては、第四四半期にまだ実績が全部上つておりませんので推定値を加えて入れたわけでございます。そしてこの八ヶ年の

うちで各地区別に見まして一番豊水の年と、一番渇水の年とこの二年を地区別に差引きまして残りまして六年の平均値を以て可能発電力を見た、こういう計数によつたわけでございます。非常に水力の実績も、長年に亘つて遂げました実績が少いものでございますので、大目日算ができてからあととの数字を基準にいたしまして、過去八ヶ年は割合数字が明確になつておりますので、この八ヶ年を基準にいたしまして比較的大体の最高を見た、これの最高の渇水と最高の豊水を見て作つたのでございまして、その数字を御覧頂きますと、年間、二十五年度の計画で水力が二百九十二億という数字になつております。昨年の二百八十三億を幾分上廻りましたけれども、昨年は七ヶ年平均、今年度は八ヶ年の平均基準を置きまして関係上、主として昭和二十三年度、二十四年度はこの二年が豊水でありまして、大体におきまして昭和二十四年度の豊水は最高の豊水として考慮されるべき筈でありますけれども、昭和二十三年度の豊水が入りました関係上、昨年度の計画よりは水力の可能性が大きくなつております。

それから火力につきましては、括弧のうち、例えば年間の火力でございまして五十億八千三百二十万キロワット・アワーという数字がございまして、括弧のうちに供給力一杯に見ました可能発電力でございまして、石炭は五百萬トンを予定いたしました数字でございまして、この石炭のトン数という欄が上から四番目にございまして、三百萬トンと書いてございまして、これは標準料金を適用する割当につきまして三百萬トンを見込んだわけでござい

まして、供給力一杯の場合は印刷物にございまして五百万トンの数字を予定いたしました。五百万トンによりまして五十億八千三百二十万の火力発電を出しまして、水力と合せまして三百四十三億キロワット時を出すとこの計画であります。これは昨年度に比しますと一〇七％ということになつております。昨年度の計画に対して一〇七％、又実績において九五・五％ということになつております。

それから送電損失、各四半期別にいたしまして年間三〇％となつております。送電損失を計算いたしましたのが上段の供給電力になるわけであります。これが供給力の方の推定でございまして、このうち標準電力料を適用すべき段階につきましては、電気事業の收支を勘案いたしまして、年間三百萬トンを計画した、こういうわけでございまして、この算出につきましては、昨年十二月の電力料金改訂の際とりました電気事業の收支のバランスを基礎にいたしまして、その後止むを得ず増加いたしました経費、例えば石炭、これは石炭の単価も幾分値上りとなりまして同時に、運賃等の値上りもございまして、石炭費が止むを得ず増加しておるといふことであります。

それから税金につきましては、本年より地方税といたしまして固定資産税等がかります点を見まして、コストの必要限度の値上りを見ますと、約六百七十五億五千万円全般の所要支出がございまして、六百七十五億五千万円、これにつきまして現行料金によります収入を石炭三百萬トンとして計算いたしますと、六百五十八億五千万円の収入になりまして、約十七億円の赤字が出る計算でございするが、今見ましたコスト計算のうち、例えば税金等につきましては、成る程法律改正によりまして、固定資産税等が賦課せられますけれども未だ細かい税の金額というものの具体的に決まつたわけではございませんので、十七億程度で收支の不足の数字につきましては、今後更に検討されますことによつて、相当の程度のは埋められるのではないかと見当もございする。この三百萬トンと押えますことによりまして、火力の供給量は三十億、水力と合せまして三百二十二億八千万キロワット時というのが割当の供給力となるわけでございする。

印刷物の説明書の方の裏をめくつて頂きますと、(一)に第一四半期のことがございするが、

第一四半期については、右年間計画に基き、水力八十億一千万キロワット時、火力九億五千万キロワット時(石炭九十三萬トン)合計八十八億七千万キロワット時を総発電目標とし、割当供給力に組込む火力発電量としては右の年間石炭三百萬トン計画の第一四半期分四十五萬トンに、前期(昭和二十四年度第四四半期)の異常豊水による石炭節約量を考慮して三十萬トンを加算して七十五萬トンを消費することとして七億七千万キロワット時を見込み、水力発電と合せ八十七億八千万キロワット時(前期計画に対し一二五％、前

年同期計画に対し一〇三％)を割当供給力とする。

この第一四半期分の供給量につきましては、この年間計画のうち、第一四半期分といたしまして、水力八十億、火力四億六千万、合計いたしまして八十四億七千万というのが基本計画でございするが、数字の方の印刷物で二枚目を見て頂きますと、昭和二十五年第一四半期電力割当計画案と二十四年度割当との比較、というのがございまして、第一番目には只今の印刷物の第一四半期を除きました二十五年度第一四半期基本計画の数字がございする。これに對しまして二番目の欄に修正計画の数字を載せてございするが、この修正計画につきましては、本二十四年度第一四半期分におきまして、相当の豊水でありましたために、現在まで約三十萬トンの石炭の余力を生じておる勘定でございするもので、この三十萬トンを次期であります第一四半期の供給力に加えて、安い料金の幅を拡げるという操作にいたした次第でございする。その結果振込みます石炭は七十五萬四千トンになりまして供給力が当初の六十億一千八百萬キロワット時に對しまして六十二億四千一百萬キロワット時という需用端供給力を計算いたしたわけでございする。この供給力を前年の計画並びに実績と比べて頂きますと、前年同期の計画(B)といたしましては一〇三％の供給力でありまして、一〇三％の供給力でありまして、それから実績に對しては九九％の実績であります。昨年の計画並びに実績はいずれも供給可能力の限度についてでございまして、従つて今回は昨年の計画並びに実績とほぼ同程度までの

数量を基準料金の幅で供給するという計画になつたわけでございするが、それだけ供給余力と申しますか、供給可能能力に對しましては余力が少い、相対大部分の限度まで安い料金の幅を拡げたという結果になろうかと思ひます。第四四半期分は、後の欄に比較数字がございするが、一二九％、約三割の供給力の増加ということになつております。

以上が供給力の説明でございするが、尚需用端につきまして(三)以下に説明がございするが、

需用端供給可能量は右発電電力量から送電損失二九％(純送電損失二五％、損用電力査定料三・三億キロワット時)を差引いたもので六十二億三千万キロワット時(前記計画に對し一二九％、前年同期計画に對し一〇三％)となるが、このうち常時電力を五十七億三千万キロワット時(前期計画に對し一二二％、前年同期計画に對し一〇〇％)特殊電力を四億三千万キロワット時と想定する。

(四) 尚地域的割当供給力の策定については各四半期ごとに各地域の割当供給力が需用に對し成るべく均等になるごとく火力用炭の消費計画をたてるものとする。

地区別につきましては第四四半期以後非常に問題がございましたが、本年第四四半期以降につきましては、やはり各地区間の割当量の差というものを、成るべくなくし、趣旨から、その地域別の需用に對して、成るべく割当を均等にするようにと、こういうような意味合で需用の実績、又需用の要請等を見まして、各地区別に差がないよ

数量を基準料金の幅で供給するという計画になつたわけでございするが、それだけ供給余力と申しますか、供給可能能力に對しましては余力が少い、相対大部分の限度まで安い料金の幅を拡げたという結果になろうかと思ひます。第四四半期分は、後の欄に比較数字がございするが、一二九％、約三割の供給力の増加ということになつております。

以上が供給力の説明でございするが、尚需用端につきまして(三)以下に説明がございするが、

需用端供給可能量は右発電電力量から送電損失二九％(純送電損失二五％、損用電力査定料三・三億キロワット時)を差引いたもので六十二億三千万キロワット時(前記計画に對し一二九％、前年同期計画に對し一〇三％)となるが、このうち常時電力を五十七億三千万キロワット時(前期計画に對し一二二％、前年同期計画に對し一〇〇％)特殊電力を四億三千万キロワット時と想定する。

(四) 尚地域的割当供給力の策定については各四半期ごとに各地域の割当供給力が需用に對し成るべく均等になるごとく火力用炭の消費計画をたてるものとする。

うに、地区別な割振りをする、こういうような横りであります。

第二として、

各需要部門への配当

(一) 需用端供給可能量のうち常時電力については、まず、割当を行わない進駐軍部門及び割当量が既に供給規程に特定されておる小口電灯部門について夫々の引当分を左記により想定して、差引き残金を大口電灯、業務用電力、小口電力及び大口産業用電力の各部門に夫々の前年同期の実績消費量に比例して配分し各需用部門の配当総枠を定める。

1 進駐軍用引当分

所要電力量は前年同期の実績並と想定し、これを引当電力量とする。

2 小口電灯引当分

(イ) 定額電灯
取付容量、点灯時間及び利用率とから地域別にその所要量を想定する。

(ロ) 従量電灯

需用総量は前年同期の実績に需用家数の増加を加算したものと、これより超過使用料金を適用するものの想定量を差引いたものを引当量とする。

この進駐軍需用とそれから小口電灯分は供給規程及び割当の枠を外されたものでありますので、それらを想定いたしまして、残りにつきましては小口電力、大口電力又大口電灯又は業務用電灯、それら、昨年の消費の実績に比例いたしまして、先ず業種別の電力量の配分をいたします。これによりまして大体実績に対してはそう無理のない

割当が各方面にできるようにという趣旨から、かような方法をとりううわけであります。

尚(二)に書いてございますのは、

大口電灯、業務用電力、小口電力の配当については、従来は一定の実績と一定の業種によりする標準の消費量等を勘案いたしまして個々に決めておつたのでありますが、当期からは前年同期の実績を原則として基準にいたしまして、一定方式によつて算定するものとして、当該需用家の前年同期の実績に対し、一定の割当率を乗じたものを以て個々の工場、個々の消費者の割当量を決定するという行き方に変更いたしました。成るべく実績に近づけたい趣旨から割当方針を変更いたしたい、かようにいたしたわけであります。

それから三番目に大口産業用電力の配当とございしますが、

大口産業用電力の産業部門別配当については各原局の要求書に対し、電力消費原単位及び既住の生産状況等を勘案して修正したものを基準として、これを本部門の割当総枠の範囲内に圧縮配分するものとし、その際一定産業(収益を目的としない事業、公企業及びこれに準ずる事業、鉱山保安用及び電灯電解用等)に対しては特に圧縮率を軽減して、配分するものとする。

尚本部門の引当量の中に含まれておるオフピーク電力については鉄鋼、窯業、鉱山精練部門等に配分するものとし、又特殊電力については、本来割当は行わないが、

特定産業(鉄鋼、窯業、化学肥料、化学工業等)に対する電力配当に際し、予めその消費を予定すると共に、これが供給を可及的に確保ならしめるよう所要の措置を講ずるものとする。

大口産業用電力の配当は、非常に各産業の生産量に影響いたしますので、毎期間問題となる点でございますが、これにつきましては各産業部門の要求量を基準にいたしまして、要求の原単位の高いものは標準の原単位にまでこれを引下げ、又要求量が非常に過大であつて、今までの生産計画の達成の状況等から見まして大き過ぎるといふようなものにつきましては、その幾分を削減いたしまして、大体の各業種の間の地ならしを先ずいたしまして、その地ならしされなかった所要量に對しまして、大体これを一律に供給可能枠まで圧縮いたしたのでございしますが、この場合に前期にも取りましたように、地域的なものではない国家の事業、それから電鉄その他の公企業或いは鉱山保安用というような、どうしても最優先にこれを見なければならぬものにつきましては、優先的な取扱をするということにはいたしまして、その他のものにつきましては大体平等の率で圧縮しております。それから三番目に書いてあります点は調整用保留といたしまして、

大口産業については、輸入食糧、灌漑排水その他止むを得ざる追加専用配当のため中央留分を置くものとし、大口電灯、業務用電力、小口電力については、新規需用引当分其の他の調整用として地方保留分を置くものとします。

くものとする。

こういう趣旨でございます。

又四に書いてあります割当調整といたしましては、万一供給力が本想定量に比し一定の限度以上に著しく増加又は減少する場合にはその程度に依りて割当量の増減を行うことがあるものとする。

追加配当等は第四四半期は非常に窮屈であつたわけでございますが、これは渇水の場合と見合うものではございしますが、今後更に関係方面と折衝いたしまして新しい料金制度の下におきます一番の難点でありますこの配当量の修正という点につきまして一段と検討を加えまして、何らかの方法によつて追加分が今後はやや自動的に可能になりますようにいたしたい。かような意味合で割当量の調整が考えられたのであります。

これを印刷物の方で御覧下さると、第一四半期の修正計画、需用端供給力六十二億という数字は、割当の欄で御覧下さると、普通割当量として五十八億四千八百万と言ふのが割当供給量でございしますが、このうち進駐軍需用は二億二千一百万、それから電燈、業務用及び小口電力が二十三億九百万で、大口電力は保留を含めまして三十二億八千三百万、別に特殊が、これは主として大口需用に使われるものでございしますが、四億二千八百万ということになりました。前年同期の計画に對しまして、それ、進駐軍需用は一〇・二%、電燈業務用、小口電力は一〇・一%、こういうことになつております。又第四四半期の配当に對しましては、進駐軍需用が八〇%、それから電燈、業務用、小口電力は一一・五%、大

口電力は一一・一%、こういうことになりました。第四四半期の非常に窮屈であつた配当から見ますと、大口電力等につきましては、三割の増加になると、かような計算に相成ります。尚地区配分につきましては、その中に書いてございすように、各地区の需用に比例して圧縮率が平等になるように配いたすつもりでございすので、大体各地区におきます第四四半期に對する増え方或いは前年同期の実績に對する比率というようなものがほぼ平等になるものと信じております。

尚この結果二十五年度或いは第一四半期の電力の割当と生産計画との関係でございしますが、現在この年間計画並びに第一四半期の計画に對應いたしまして、各業種別の配分をいたしております。各省で配分案を出しまして、その地区配分等の方法を打合しておるわけでありまして、一応年間或は第一四半期におきます生産計画の影響も、安本におきまして検討をしておりますが、細かい的確な数字まで現在申上げかねるのでございしますが、大体におきましてこの電力の配当量から御覧下されば前年度の計画程度、並びに実績程度の数字になるわけでございますが、前年は相当な豊水でありましたために、生産の実績も当初の計画より上つたものも相当ございします。従つて二十五年度の計画量といたしましては、第一四半期はほぼ前年同期並、それから年間計画といたしましては、前年の実績よりは相当一割も縮まつた数字になるわけでございます。最近までの豊水状況を入れまして生産計画から見ますと、部分的には相当計画としては小さくなること

もあると思います。併しながら本年度の計画は飽くまで基準料金の割当てでございまして、これに供給力の許す限り火力料金による超過使用は認めるわけにございまして、五割乃至一割程度の超過料金による使用というものは、部門によつては可能となるわけにございまして、又平水年を基準といたしまして年間計画は一応樹立してございまして、今後水の状況によりましては、或いは漸減といひますか、二十四年度の豊水までは行きませんが、相当の水の発電力の増加によりまして殖えるという点もございしますので、必ずしも電力の年間計画に即応して安定本部の生産計画全部を改訂するということとまでは行く必要はないかと思ひます。ほぼ電力の計画に見合ひました生産計画にこれをマッチさせるように、現在安本の内部におきまして考慮中でございまして、大体におきまして昨年の実績程度の計画量の達成を目標として計画を樹立いたしておるわけにございまして、中には石炭のごとく生産計画の一部が、その後の状況で小さくなつておるものもあります半面に、繊維とか造船とか、そういった部門につきましては、所要電力量の増加もございまして、必ずしも各部門の基本量までの電力を供給し得ないと、こういう状況にございまして、生産計画の幾分縮まるという点もある模様でございまして。

尚第一四半期の各部門の電力の要望量がどれくらいかという点を御参考までに申上げたいと思ひます。第一四半期のこの計画によりまして五百キロワット以上の大口電力の供給力の方は、三十二億八千万ということに相成

つております。特殊電力四億二千万を加へまして、約三十六億の供給力でございまして、これに對しまして、各部門からの第一四半期におきまして要求量は、当初のそのまゝの数字は四十七億七千万でございまして、約十一億の開きがございまして、併しながら先程説明の中に申上げましたように、第一次の査定といたしまして、原単位、或いは生産計画のやや過大と見られるような点の是正からいたしまして、大体まあ妥当な生産計画に對應いたしました最低の所要量といたしまして弾きました数字が四十三億六千万キロワットアワーになつたわけにございまして、四十七億という要求量は、部門によつて非常にアンバランスもございまして、これを妥当な限度に引直しまして、約四十三億六千万というものが第一四半期の各部門からの要望量でございまして、それに対して割当てが三十六億キロワットアワーになりますので、約七億キロワットアワーの不足がある、かような状況でございまして、先程申しました公共事業とか、公企業的なものにつきましては、なるべく電力を確保しなければならぬ關係がございまして、約四十三億のベースから二割三分程度の圧縮が不可避であると、かようなつもりであります。併しながら結果におきましては、前年同期の実績程度までは確保できると、かような点は、先程申上げた通りであります。以上が大体の御説明でございまして。

○委員長(飯田精太郎君) 御質疑ありませんか。
○栗山良夫君 先ず第一に伺ひたいのは、今度のこの割当方針の中で、一番

ポイントになりますのは、石炭の消費量を三百万トンと一応押えて、そうして標準料金の中へ入れたということになるわけですが、今御説明の中にもありましたように、電気事業の収支を按配してということになつておりますが、この収支というものが、一体現在の第四四半期に異常豊水があつたわけでありまして、これによるところの余剰金というものを第一四半期で吸収する、二十五年度で若干吸収するような気持ちで査定されておるのかどうか、そうすれば、その金額というものは、十七億の赤字というところになつておるのか、その余剰金まで上げるものを含めて十七億になつておるものなのか、或いはそれを除いて十七億の赤字になつておるのか、この点が先ず第一に知りたい点でございまして。

それからもう一つは、この料金制度の改定によつて、只今御説明があつたことで極めて明瞭になつておりますように、この石炭の消費量をどれだけにするかということによつて、電力消費の負担を軽減し、或いは過重する、即ち実質上の料金の値上、値下がこれによつて行われるわけにございまして、又裏から言いますならば、電気事業者の経営の基礎になるところのその収支のバランスを、或いは弾力性を持たせ、或いは非常に細かくしてしまふと、こういうことになるわけにございまして、非常に重要な問題になりますので、私はその資料を是非とも欲しいと思ひます。例へば収支計算におけるいろ／＼の実績と予定表、そういうものを是非とも出して貰ふなければ、これは日発と九配電会社があらわけでありまして、その内容を個々

に頂かなければ、これは電力料金の実質上の操作になるわけでありまして、ただ単に地域差料金の定価表を見させて貰つて、而も年間依然として動かないものであるという前提に立つても、料金の値上、値下は、すでに三百万トンの石炭の消費をどうするかということによつて、実質的に値上なり値下が行われるわけですから、そのところをはつきりして頂きたい。配電会社なり日発の経理内容というものを公開されることが必要ではないか。それが分らなければ、只今の御説明の電力割当の基本方針の中で、三百万トンというものが妥当であるのか、妥当でないのか、この辺の判断が付かない、こういうふうに思ひます。先ずその先を第一にお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(中川哲郎君) 只今三百万トンを組込むについて、電気事業者の方の収支との兼ね合いがあるので、その間の資料で説明されたいと、こういうお話がございまして、御尤もと存じます。資料につきましては、物価庁並びに通産省と打合せまして、所要の資料を御提出することにしたといたし存じます。大体の仕組み方といたしましては、本来割当と電気料金とは關係するのでございまして、コストの移動による経費の増等は、電気料金の改訂で行くのが筋合でございまして、電力の割当は飽くまで供給力に基礎を置きまして割当をしなければならぬものと、かように考えまして、私共いたしましては、今回の必要最小限度の経費の増加という点も、料金改訂で行くべきものと思つております。この点については、物価庁方面におきまして

も同様の考えでございまして、電気料金の改訂を別途するのが本筋であるという見解に立ちまして、いろいろ検討をいたしておるのでございまして、何分にも昨年十二月に引上げたばかりでございまして、電気料金を改訂するといふことも困難な事情が現在のところございまして、或いは最小限度の税金の増等止むを得ないものは、これを見ましても、電気事業者の上にも支障を来すという点がございまして、止むを得ない限度のものは、割当に若干多期だけは反映させると、来期以降料金改訂が或る程度若し可能となりますれば、こういうものは当然電気料金を引上げて行くべきものと、かように私共は考えております。非常に割当のラインをコストに依じて引上げますと、これを使ひます産業においても、使ひにくさが加わつて参るわけにございまして、そういうたコ

スト事情の変化はなるべく割当には反映させたくないというのが現状でございまして、冬期だけは止むを得ずこれをいたしました。併しながら、これを来年計画といたしましては、これをいたしましたけれども、第一四半期計画におきましては、第四四半期の石炭の余裕というものをここに繰越しまして、供給計画の方を改訂いたしましたので、実質的には殆んど必要なコスト増を見込んだのがキャンセルされたという形になつて配当に現れております。尚収支の細かい点につきましては、資料を提出いたしまして御説明申上げた方が適當と存じますので、この際御説明は差控えたいと思ひます。

○栗山良夫君 それでは資料を御提出

願つたときに更に細かい御質問を申上げるとしまして、その次をお伺いいたします。

第一点は只今中川君がおつしやつたように、二十五年年度の割当は前年度の実績を基礎にして大体行ふということをやられました。特に国の生産計画から言つて、各業種別の所要要求量というものを一応出して只今検討しております、こういうことをおつしやつたのでございますけれども、ここに非常な疑問を持ちますのは、今日の日本の産業部門を細かく見ますと、国全体の生産計画というものは非常に大きな部門別には変遷を急激にしつつあるわけであり、特にその変遷は全国的に同一業種に対しての大きな流れがあると同時に、その外にも非常に大きな変遷があります。例えば今度の料金によりまして九州或いは四国方面と、関東、中国方面とは同業種についても相当な変遷があるとは見ております。そういう場合に前年同期の実績ということだけを金科玉條にしてこの新しい割当を行われるということは、非常にそこに矛盾が出て来るのではないかと、第一四半期の割当の方が合理的ではないかと考えております。その点に対するお考えを伺いたい。

第二点は、前年同期の実績と言われるんだけれども、前年同期の実績は、特に大産業になれば、或いはその他の官庁需用のようなものは相当あつたと思ひますが、電力需給調整の観点からしていわゆる追加発券というものがほとんど出されて、そうしてそれが実績を構成しておるわけです。従つて当時これはあなたの前で申上げるのはちよつと変でございすけれども、官庁方面とうまく繋りの付いている、そうして割合に工合よく順調に事業の内容が認識をされたという産業は割合に電力調整の面から言つて、工合のいい電力の供給を受けている。例えば超過料金のごとき、当時の十五円の超過料金のごときは全然支拂われないで済んでい。ところが少し立ち遅れましてたり、インフレの過程において生産をやつたけれども、超過料金の十五円を拂つてそうしてやつたという、そういう産業があるわけでありまして、そういう基本的なところを修正しないで、前年同期の実績をそのまま基礎にして割当を行われるということになれば、それは非常に大きな矛盾が出て来ると思う。これが極く少い例ならば私もここで申上げませんけれども、追加発券によるそういうものが非常に多い。その辺の調整を実際に今度の割当でどういう工合に考えられるか。いわゆる電力の配給を公平に行うという一つの基本に立つて、今度は需給調整ではないわけですから、料金対象だから、それをどういう工合におやりになるか、この点を私は伺いたいと思ひます。今の御説明ではまだそこまで消費者が納得し得るような形の割当をするということとは、恐らく行えないのではないかと、そういう工合に考える。これは業種別にもそうです。どちらにも関係があることなので、この点一つ明確にして頂きたい。それから今ここに非常に抽象的な分け方の例が述べられましたけれども、第四四半期の例から申しましたが、これは非常に大きな問題で、地区別にも業種別にも起る問題だと考えられます

ので、この問題も先程の場合と同じように、やはり具体的な数字の入つた資料を、一つ前年同期と比較のできるような資料を頂いて、それによつて検討したいと思ひますので、資料の提出を併せてお願いいたします。

○政府委員(中川哲郎君) 只今お話になりました点で、前年の実績によると申しましたのは、主として安ん定本部の作業といたしましては、部門別の配分の際、小口電燈或いは大口電力、この二つの関係の配当量を決めますに際しまして、いろいろこの年間の間の個々の変遷もございしますが、各部門別の需用がございしますが、一々そういう点を細かくケースの上に導き出すことは困難でございすけれども、前年同期の実績を基準にいたしまして、部門別に配分をする。それから地区間の配分にいたしまして、前年同期の実績、これはお話のように非常に追加発券もございしましたが、追加発券はそれ、超過して使用いたしますようなものは別といたしまして、妥当な切符によりましてなされました追加発券は全部これを見込みまして、地区別の前年同期の需用を見まして、これと同期の各地区別の使用要請、この二つを見合ひまして地区配分をいたすつもりでいるのであります。尚個々の工場配分につきましては、大口電力については、先程も申しましたように、この年間の動きが非常にございすので、そういう点は各業種別の需用要請量の検討の際、十分これを見まして、業種間の年間の個々の需用の変化は織込むことに相成ると思ひます。一番心配の点は小口の電力につきまして、本年からこれは前年同期の実績を基準に

して個々の工場配分をいたすわけでありまして、これにつきまして懸念されるようなお話のような点もあらうかと思ひますが、単に実績のみならず、これに可なり修正のフアクターを考慮するということになつております。この修正フアクターを取るとかということには非常にむづかしい問題なんでございしますが、各地区の、主としてこれは通産局の仕事にならうかと思ひますが、工場その間の生産状況とか、或いは非常に何かの特殊事由で個々の割当が過大であつたというような点につきましては、この修正フアクターを掛けます場合に、十分実情を考慮して按配すべきであらうと存じますが、現実問題としてはなかなかむづかしい点があるうかと思ひます。従ひまして各地区間並びに各業種別の配当の仕方につきましては、次回に細かく計数を以ちまして資料を提出いたしたいと、かようにまあ存じている次第であります。

○栗山良夫君 今需用の方の問題を需用者の要請に依じていろいろ査定すると言われたのですが、それはうまく行けば結構なことなんでしょうが、大政府としては何を基準にして査定をされるのですか。吉田さんは統制経済を全部撤廃して生産計画というものは全部しないのだということをばつたり言われているのです。そうなれば各工場からいろいろ電力の要求があつても、国として何を基準にして一体査定をされるのか、私はそこを伺つて伺いたい。これは去年の暮に料金制度が改訂になつたときから私はいつも申し上げたのですが、私の納得の行くような御説明を頂いていないのであります。この点がはつきりと、国が少くとも或

る一つの産業の必要電力を査定する場合に、これは国が査定するわけですから、その場合に国が査定する以上は何か一つの理論的なしつかりした根拠があるものなければ私は査定できないと思ひます。この点を一つ先ず伺つて置きたい。

それから次に各業種別に非常に割当が困難であるということをおつしやつた。国としてこれは非常にむづかしい問題を行政としてやつていくということを認めるわけでありまして、問題は地域差料金において、標準料金と火力料金が余り差が甚だし過ぎるか、火力料金を織込めば、開東のごとき一番安いところでも一割火力料金を使えば、九州の高いところで標準料金の枠内で電力料金は同じになる。それ程このシビアなものだから、業者は標準の枠の獲得のために血みどろな運動をされることは私は当然だと思ひます。又実際それ程真剣な問題をここで安定本部の方でいろいろベンの先で計算をされるわけでしょうけれども、これは余程自信を持つて納得の行くように査定をされないと、日本産業が実際に参つてしまふと思うのだが、その点は先ず第一に私がはつきり申し上げれば、安定本部が電力の査定をされるということとは理論的に根拠はないのです。これはそういうことをしないでもう少し他の民主的な自由経済なら自由経済に即応したような方法を確立されることとが先ず第一点。それから第二点は今言つたような標準料金と火力料金の差があまりひどすぎるから、一割やつてもそういうことになるのですから、地域差料金が低いと言つておりますが、標準をちよつとまいことをしてとれ

ば九州の方は却つて関東の或る業者よりは同業者の場合には競争ができるわけです。電力の生産原価だけから言えれば、九州の方はちよつとへまをやつて標準電力の枠を越えられないときにはこれは全然関東とは競争できないことになる。これは全く問題にならないと思います。そこまで若し割当をやらねばならぬならば、責任を以て割当をやらなければならぬと思ひます、その辺を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(中川哲郎君) 只今の業種別並びに工場別の配分についてのお話は御尤もだと思います。業種別の配分につきましては、安本で現在生産計画等が非常に減つて来ておる実情において、何を基準として按配するかというお尋ねにつきましては、私共もいわゆる小口の電力で申しますと、小口電力の配分につきましてはお話の通りでございます。従つて各小口電力の間の業種分けについても、主として前年同期の実績等を基準といたしまして、たまたま全般的に見まして、この需用が非常に伸びております業種だけを二程度やや例外的に扱う以外にはなからうかと思ひますが、大口の電力の配分につきましては、鉄鋼にいたしましては肥料にいたしましてその他の化学工業のそれ、生産計画とは申せませんが、需用の方と生産見通しというものをそれ、持つております。又輸出の要請等のごさいしますものも輸出の資金関係からいたしまして、業種別にそれ、の輸出の見通しというものの按分も立てる必要もございしますので、大口電力につきましては、まだ少なくとも現在第四半期におきましては業種別の配分というものにつきま

で、安定本部といたしまして考慮を加える必要があるわけでございます。さういふ意味合におきまして各地方から集計されました需用電力というものを勘案いたして来るわけでございます。

それから第二点の地区別の配分につきましては、火力料金の幅が一割あれば地域差の問題はなくなるといふ点は全くその通りでございますので、この割当を地区別に按分いたしますにつきましましては、安定本部としては成るべく各地区の火力料金は幅が平等になりますように、言換えれば仮に実績等を基準にいたしました本年の割当を決める場合に、実績に対して一定の率に、成るべく圧縮率が均等になるように、又これに或る程度の生産の伸び等を見まして需用の希望数に対して按分いたしましたならば……この希望数に対して一定の比例で按分できましよう各地区間の配分という点については十分留意してやりたい、かように存じております。これを各省が更に工場別に割当を決めます場合は、又結果としてむづかしい問題となりますが、これも成るべく各工場の今までの生産の状況或いは本年の計画等の予想というような点を見まして各省が査定をいたすわけでございます。やや大口電力につきましましては、この間は先程も申し上げましたやうな事情から、そう不均衡な結果にならないやうな按配が可能であらうと思ひます。むしろ小口電力の点につきましましては、一律的にいたさざるを得ない関係上なか、むづかしい問題がこれに伴つて出て参ると、かように存じます。従つて何を一定の基準にして按配すべきであるかというやうな只今の

お話もございしますように、順次政府といたしまして、かやうな割当というものは成るべく避けて行くのが今後の見方としては当然であらうと思ひますので、小口電力につきましましては、そこを本年から昨年同期の実績を基準にして若干の修正を加えたもので行くという意味合で一定の繰り所を認めたわけでございます。大口電力につきましましては、順次何かの方法を考究いたしまして、可及的にその割当がかやうな一方的と申しますか、もう少し自動的な割当ができるやうな方法に持つて行きたいと、かやうに存じまして、今後関係省とその他各団体等も寄合ひまして割当並びに料金制を検討するといふ意味合を以ちまして、この問題の解決できるやうな是正の方向に一步進めて参りたいと、かやうに考へております。

○栗山良夫君 その一番重要な点がまだ明確にならぬのですけれども、結局私が戦争中物動計画でいろ／＼な計画をやつたことがございしますが、例えて申しますと、ああいう一つの計画が出ると、沢山物を貰いたいというやうに結論がはつきりしているわけですが、ですから貰うやうにいろ／＼な調書を作るわけですが、例えば一つの工場に必要であるバッテリーのごときは、二年に一遍くらいに取替へればよい物だけれども、計画をするときには、物動計画で第四半期になつて四つに割れて参りますと、毎期これを入れると、表を作るにしても体裁が悪い。そうしてそれが非常に大きな数字になつて来るので、今度の場合でもやはり大口工場、小口工場を問わず標準枠を少しでも余計貰へば、火力料金の負担も少なくて済むのだから、生産計画というものは恐

らく膨大になつて来て、それによつて電力の査定を受ければ非常に楽をして、気のきいた経営者であるならば、標準料金の枠内で電力の余りを更に人に貸すこともできるでせうし、いろいろ運用の方法を巧妙にやれば幾らでもできると思ふ。そういふことになるので、国としてはどんな計画を出されても特定の産業の生産力を拘束する力が全然ないと思ふ。それが是であるとか非であるとかいふ判定力は国にはないと思ふ。そういう不安定なものを基礎にしてこの重要な、その産業が成立つか成立たないだらうか、特に同種産業に対する全国的な競争ができるかできないかといふやうなシヴィアな問題を漠然として取扱われることについては、これは私は将来いろ／＼なことを考へておやりになるとおつしやつたけれど、そういう漠然たることではいけないので、もう直ぐ何とか手を打つて貰わなければ第一四半期における混乱を再び継続することになる。特に今度の場合は、第一四半期より悪いと思ひます。即ち実績主義というのはいけません。第一四半期には確かにそうでなかつた筈で、更に悪い結果になると思ひますので、その点どうしてそういうことになつたか、あなたの方で、今安定本部で研究された結果、かうい

方がいとお考へになつたのか。前年同期のやり方が今度考へられた方法よりまずかつたとお考へになるか、その辺を先ず伺いたい。これは私はどう考へても安定本部でも自信を持つておらないと思ひますので、その点がどうしても了解が付かないので弁明して置いて貰いたい。

○政府委員(中川哲郎君) 前回の割当

方式と今回の実績主義と、今回の方が悪いように思われる。かういふ点でございますが、業種別の配分或いは大口電力の配分等につきましましては、必ずしも前回と方式が変更しては、必ずしもございしません。小口電力につきましまして、前回と今回の方針が違つたわけではございしますが、小口電力は従前は業種別に一定の電力の限界と申しますか、負荷率を決めましてこれと実績と折半したやうな方式でおつたわけでございます。この適用の結果は、従前の実績といたしまして基準が低かつた点も一つにはございしますけれども、実際に個々の工場に、或いは業界に適用して見ましたときに非常に無理のあるものが相当出て参つたのでございしました。

これは従前でありましたれば、追加配当によつてその点を是正できたのでございしますが、追加配当がないために、今までの方式によりまして、業種別、例えば製塩とか、そういつたものに対して出て参つたわけでございますが、非常に需用の態様が区々であるに拘わらず、一定の範疇をとりまして基準を設けたことが、逆に現実性を欠いておるといふ事態が出て参つたのであります。従つてこの点を是正する意味合で、前年同期等の実績を基準にして小口電力の割当を採用するといふ方式に今度の変更いたしましたわけでありまして、これは変更した今回の方が、現実的に妥當であるか、かやうな信念を持つております。尤も実績が全部確保されるわけではございしませんので、或る部分は個々の工場の更にまづい点を補正する、実績に対して八割とか九割とかいふ供給量から見合ひました個々の工場の割当の率を変へて行くわけござ

います。さような点御了承頂きたいと思ひます。

○門屋盛一君 栗山委員から大分痛いところを突かれたようですが、これは事務局側から言うても今の場合、今の法律規定の下ではちよつとこれは実際扱いかねる問題じやないかと、私は半分ぐらひは同情するのですが、併し先日の本会議でもやかましく言ひましたように、その法律の陰に隠れて極めて非民主的に決めて行くということはこれ又許されんことと、私はその点も非常に重大に考へておるのであります。これは今地域差料金の、基本方針は原価と地域差料金を行けというのを、それでは日本の産業がでんぐり返ることになるから、何とかそれを調整して行くというところに基本割当てかゝる／＼の問題が起きて来ておるので、而もこれは本場の思い通りの自由経済の、野放しの地域差料金を行けば、これはその方の問題はないことになるのだが、現在の産業がびつくり返つてしまふという板挟みになつてしまつて、事務局は非常に苦心をされておるので、その苦心の結果、理論的にいうと、栗山委員の言われるように相当不合理なものができて来るというやうなことになると思ひますが、先ずさういふことはどうしてもいけなければ再編成法を出されてそれで直すか、或いは再編成法が簡單に行かんとすれば、私は特に電力割当及び料金に関する單行法でも作らなければならんと思つておるのだが、その基本問題については後廻しにするのですが、大体この前の四・四の説明を聞いても、今回の大体の説明を聞きましても原局の要求量との間に差が付いた。それはその原局が

当初四十七億という、大口の場合をとつて見ますと、四十七億に抑えたものとうんと差が付くことは違ひないのですけれども、安本の立場から四十三億六千万に査定したものに對しても、まだ供給力が足りないというところから無理があるように思ふのですから、これは結局絶対量の足らんところから持つて来ることになるのじやないかと思ふのですが、さういふ点を今考へ合せても、先程の御説明でまだ地域的の資料ができていないということですが、これは地域的に、私が言うと、非常に九州は勝手なことを言うようですが、絶対量の足らんもので割当を受けて行くんですから、余剰電力のできた場合に、四・四の電力で行くと、九州の特殊な産業なんかは非常にやりづらくなるのだが、今ちよつと各地区別の資料のできていない際には無理かも知れないんだが、九州では余剰電力はできにくいわけですね、それは成程基本割当は九州は余計やつて、関東の方が基本割当は少ないが、僅かの差で料金が変わるということもあり得るのですが、又或る工業によつては余剰電力のことも十分に考慮されなければならぬ、こう思ふので、いつ頃この各地区別の割当ができるか、その割当の資料を一応この委員等々に説明になつたあとで決定されるのか、もうその資料の説明の以前に閣議その他の諸手續を終らるる方針か、これを先ず何つて置きたいとだが……それとも閣議にかけて返答すると言へば閣議にかけたあとでもいいですが……私がこれを言うてゐるのは、国会の審議権はないと思ひます。これは法律によつて国会が承認を

與えるものではないけれども、国会はこの委員会としては料金の問題、割当を取上げてゐる以上、これには調査権があるのです。その国会の調査権に對して、国会に十分な調査の機会をも與えずして行政府が一方的に決定して行く意思があるかないかという、これは国会対行政府の大きな問題になるのだから、若し動力局長がお答えができたというところを閣議にお諮りになつてはつきりしたお答えでも……。本会議で質問したけれども、これに對してはつきりしたお答えがない。これからすべてはスタートしてゐる。というのは、今栗山委員の突かれた点は、民主的な委員会でも何でもなし、又これは化学工業なら化学工業、その他の石炭鉱業なら石炭鉱業等に自主的に割当を任すのでもない、すべてが皆行政官の責任において忙がしい、苦しい思ひをしてやられておるのだから、苦しい思ひをしてやられることには同情するが、何らそこに民主的な意見が一つも入つていない、とすれば、審議権はないが、調査権の及ぶ範囲内において、政府の説明を聞いて、我々の意見だけは聞いて貰いたい、こういう希望を本会議で述べた。それに対する所管大臣の答弁が不親切極まるので、これはどうせこの委員会で採まれることは覚悟の上で言つておると思ふ。これは動力局長に聞く質問としては少し大きいかも知れないが、即答できなければお帰りになつて閣議に諮られて返答して貰いたい。さもないければ、我々は国会の調査権がどういふものであるかということに對して、我々の見解と政府の見解とが違つておるのかも知れない。そ

もそもこれは十四日まで、この資料が出るという約束のものが、十七日の委員会でも出ない。今日説明されたのは、この間の日本経済に発表されておる範囲よりも出ておらない。これでは栗山君の言つたように地域的の關係がどうなつておるか、それから同じ石炭の問題にしても、三百万トンの石炭をどういふふうに使ふのか、どういふ地域にどういふふうに分配するのか、それに四・四で残つておる三百万トンを加えて三百万三百万トンの、この三百万トンの加えたものは主として一・四で焚こう、一・四の危機はどうか突破するが、二、三、四の方はどういふことになるかというやうな、当然起つて来るいろ／＼の質問がありますが、先ずそれらの質問をする前に、さういふ質問を續けておる間に、目的とするところの割当がびしやつと決まるのであるならば、国会の調査権に對しての疑問を持たねばならぬ。で、これは飽くまで調査であつて、決めるのはこつちが勝手に決めるのだというのを政府がはつきり言うなら我々はそれでもよい。ところが安本長官は一昨日の緊急質問のあとで、当該委員会に十分の御説明をしない先には決して決ませんとおつてゐるけれども、これは速記にも何にも残つていないから、そこで速記の付いてゐるこの委員会で動力局長に質しておるわけです。

○栗山長夫君 今の問題は動力局長としてはちよつと困られるだらうから、ここに安定本部長官に来て貰つて聞いたらどうですか。

○門屋盛一君 それでもよい。

○政府委員(増田尚士君) それでは一応お答え申し上げます。恐らく只今門屋

さんが言われましたように、速記は付いておらなかつたかも知れませんが、安定本部の総務長官がさういふことを言われたといひますれば、さういふ考え方でおられると私は推測するのでありますが、ただここで御了解を願ひなければならぬ点は、実は事務的に非常に遅れておりました、この前、本日出す積りでございました資料も、実はいろいろ引續返し引續返しやつてゐるために、なか／＼最後の資料が出ませんので、間に合いませんで、甚だ申訳なく思つておるのであります。さういふものを作りまして十分に御審議願つて、御調査願つて決定して頂くのが初めからいいと思つて、我々もできるだけさういふつもりで資料を整えておつたのであります。間に合はなかつたので、甚だ申訳ないと思ふのですが、今お話もありましたように、更に調査の必要のある資料を整へまして御調査を願ふことにして、いつ閣議で決定されるかというやうなことにしては、只今お話がありましたやうな点を長官にも申し上げましてお伝えしたいと思ひます。

○栗山長夫君 今の問題は……先程の質問はですね、一応資料を提出願つてから再質問を申上げるということに保留をした形になつたのであります。門屋委員の言われた点も尤もなので、一つ委員会として政府側にこの三百万トンの決定が妥當であつたかどうかというのをですね、これは電気事業者の経営を左右する問題である、直ちにそれが電気事業者の経営をも左右する非常に重要な問題でありますから、この点が一点。それから續いて先程申し上げましたやうに地区別の割当、更に産

業別の割当であります。これをどうしても了解するような形でよくか、了解しない限りはすでに第四半期に問題になったことでもありますから、国会議員としての責任上もどうかと思ひます。従つて安定本部で決定して発表せられる前に、とにかく一応国会の調査権の範囲内において、この問題を議題に供し得るよう、委員長から政府へ一つ申入れをして置いて頂きたい。これは向うから聞かれる、聞かれないは自由でありますけれども、一応国会の責任として申入れをして頂きたい。

○門屋盛一君 同感。
○油井賢太郎君 あとから来て或いはダブつた質問をするかも知れませんが、この割当計画を見ますというところ、供給力とそれから需用力というものが、損失率を掛ければ一致しているという事は、結局供給力に合せて需用割当をしたということになつておるわけですね。そこでこれに対して需用力のいわゆる割当じやなしに、本当の需用電力はどのくらいであるかという内訳表をこの際出して頂きたいと思ひます。これはお分りになりますか。

○政府委員(中川哲郎君) 只今お尋ねの点は資料としてお出しできると思ひます。需用がどのくらいか申しますのは、野放しの場合に要望量としてどのくらいあるかという数字でございませう。

○油井賢太郎君 ええ。
○政府委員(中川哲郎君) それは推定いたしましたものをお出しできると思ひます。

○門屋盛一君 大体栗山委員の方から要求せられた、私の方も要求しようと思つておつたものは大体こんなもので

すが、成るべく地域別、業種別に関する資料を揃えて貰ひ、そうして安本長官に列席して貰つてやることにして、この割当の問題は今日はこのくらいで打ち切りを願ひたいと思ひます。

○委員(飯田精太郎君) 栗山委員の御希望のありましたように、政府の方には申入れますが、次回は安定本部長官に出て貰ひます。

○栗山良夫君 特に希望を申し上げますならば、それは相当細かい資料なんだろうと思ひます。ですから即日配付を受けてですね、それで済んでしまうことはちよつと困難でしようし、そうすると時間が延びますから、できればちよつと前に配付して頂いて、それで専門委員の方でよくその内容をお聞きになつて置いて、そして或る程度その準備のできるような工合にして頂ければ、この審議の時間的な能率化を図る上において非常にいいのじやないかと私は考へております。

○石原幹市郎君 資源庁長官もお帰りになつておられないのであります。

○委員(飯田精太郎君) おられませう。

○石原幹市郎君 そうですか。私は只今の電産のストの状況を、資源庁からでもよし或いは労働省からでもよいが、そういう模様についても一週間ききたい。殊に電源ストが若干猪苗代湖等で行われておりますが、これの状況並びに産業に及ぼす影響或いはそれに對して政府がどういふ対策を講じているかという、これらの点について次回に説明して頂き、且つそれらに對してこちらからも若干聞いて見たいと思ひます。

○委員(飯田精太郎君) 速記を止め

て下さい。

【速記中止】

○委員(飯田精太郎君) 速記を始め。今日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。午後三時五十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 飯田精太郎君
理事 下條 恭兵君
石坂 豊一君
門屋 盛一君
赤木 正雄君

委員

栗山 良夫君
島 清君
石原幹市郎君
北村 一男君
中川 以良君
廣瀬與兵衛君
深川榮左エ門君
油井賢太郎君
田村 文吉君
村上 義一君
佐々木良作君

政府委員

資源庁長官 始關 伊平君
経済安定事務官 増岡 尚士君
(動力局長) 中川 哲郎君
経済安定事務官 (動力局長) 中川 哲郎君

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二二二二号)
一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二二二二号)

一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二二五九号)

一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二二六二号)

一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二二四四号)

一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二二二二号)

一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二二二二号)

一、酒田市に旧電気事業復元の陳情
(第二四六号)

第二二二二号 昭和二十五年三月一日受理
電気事業の再編成に関する諸願(一通)
請願者 愛媛県松山市南堀端町
日本電気産業労働組合
四国地方本部 宇都宮
周策外五名
紹介議員 佐々木良作君 栗山良夫君

さきに発表された電力審議会の再編成案は、電気事業の特殊性を無視し、無用の混乱を生じ、かえつて再編成の主旨に反するばかりでなく、日本の産業復興をはばむ結果となり、とくに産業立地条件の劣つてゐる四国地方の産業および大衆の生活を圧迫することになるから、電力審議会の再編成案には反対であるとの諸願。

第二二二二号 昭和二十五年三月一日受理
電気事業の再編成に関する諸願(十六通)
請願者 福岡県八幡市枝光日鉄八幡製鉄所内日本鉄鋼

最近決定を伝えられる電気事業再編成案は九州の電力需給をますます不均衡に陥れ、料金の地域差をいじりしく増大して、石炭、鉄鋼、化学工業をはじめ重要諸産業に壊滅的打撃を與える虞があるから、電気事業の再編成に際しては、(一)地域差料金の撤廃、(二)各地帯間融通電力の確保、(三)電源開発の促進等の実現を図られたいとの諸願。

第二二五九号 昭和二十五年三月二日受理
電気事業の再編成に関する諸願(一通)
請願者 東京都世田谷区北沢二ノ四五日本電気産業労働組合池ノ上分會内
小川泰外四名
紹介議員 佐々木良作君 池田恒雄君

全国の電気事業を九分割して、融通会社を設立する電気事業再編成案は、電力融通、電源開発、技術の進歩からみて電気事業将来の発展を阻害し、日本の再建と産業の復興を妨げるところが極めて大である。さきに改訂された新料金制によつて国民の負担は加重し、分断の結果はさらに、いちじるしい地域差料金によつて、地方産業に重大な影響を與えるから、かかる分割案は取り止め、全国一社化の処置を講ぜられたいとの諸願。

第二二六二号 昭和二十五年三月二日受理

第一二二二二号 昭和二十五年三月二日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 大阪市東淀川区十三西之町五ノ一大化学産業労働組合関西地方協議会内 奥野芳三郎外六名

紹介議員 栗山良夫君

今回施行された電気料金制度は、地域差による料金制を採用したため、地区間の隔差が非常に大きく、各地方の重要諸産業に打撃を與え民生安定上からも黙視できないから、地域差を至急改めるか、または適当な対策を講ぜられたい。また伝えられるような電気事業再編成案は、電力需給を不均衡に陥れ、料金の地域差を増大して混乱を起すおそれがあるから、電気事業の分断を取り止められたいとの請願。

第一三二四号 昭和二十五年三月六日受理

電気事業の再編成に関する請願(四通) 請願者 福岡市天神町九州経営者団体連盟内 山脇正次外三名

紹介議員 門屋盛一君

全国の電気事業を九分割して、融通会社を設立する電気事業再編成案は、電力需給の調整や電気料金の地域差等九州地方に重大な影響を與えるから、再編成審議に當つては、(一)地域差の撤廃または軽減、(二)発送、配電の業務合理化によるピークカットの撤廃、(三)基本割合量の増加、(四)電力の地帯間融通の確保、(五)火力発電の増強、水力電源の急速開発等の実現を図られたいとの請願。

第一三三二号 昭和二十五年三月六日受理

電気事業の再編成に関する請願 請願者 福島市薬院大通一ノ四日本電気産業労働組合 福岡県支部内 福田公

紹介議員 板野勝次君

全国の電気事業を九分割して、融通会社を設立する電気事業再編成案は、電力需給の調整や電気料金の地域差等九州地方に重大な影響を與えるものであるから、かかる分割案は取り止められたいとの請願。

第一三三六号 昭和二十五年三月七日受理

電気事業の再編成に関する請願 請願者 新潟県柏崎市大字比角三五四日本電気産業労働組合柏崎分会内 岡田汎康

紹介議員 下條恭兵君

電気事業の再編成に関する審議会案は、わが国の電力不足を激化し、電力の融通に障害が多くなるばかりでなく、事業分断による電気料金の地域差は、各地域の産業に大きな影響を與え、また分断による企業組織が株式会社形態を探る場合は、営利本位となり、公正なる運営が困難となるから、公社形態によつて事業を統合する再編成を実施せられたいとの請願。

第二四六号 昭和二十五年三月六日受理

酒田市に旧電気事業復元の陳情 陳情者 山形県酒田市長 本間重三外一名

酒田市市営電気事業は、明治四十一年以来三十有六年の歴史を有していたが、昭和十八年高度国防国家建設の要請により東北配電株式会社強制統合せられたまま今日に至つてゐる。しかして今般審議検討が行われている電気事業の再編成に當つては、公営として実現せられるとともに統合前において電気事業の経営に経験を有する酒田市営として復元せられたいとの陳情。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

電気事業会社の米対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律案(内閣送付)

電気事業会社の米対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律案

第一條 国は、電気事業会社に対する米対日援助見返資金の運用による貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 復興金融公庫は、電気事業会社に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前二項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次

ぐものとする。

第二條 前條第一項又は第二項の貸付金を借り入れた電気事業会社は、二週間以内に、通商産業省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 電気事業会社の名称及び住所

二 借入先及び借入金額

三 借入金の利率

四 借入金の償還の方法及び期限

五 利息の支拂の方法及び期限

前條第一項又は第二項の貸付金を借り入れた電気事業会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十三條第二項の規定により公告する貸借対照表に、当該借入先及び借入金額を附記しなければならない。

第三條 会社の業務を執行する取締役その他の役員は、左の場合においては、十万円以下の過料に処する。

一 前條第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

二 前條第二項の規定による附記をせず、又は虚偽の附記をしたとき。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、電気事業会社がこの法律の施行前に借り入れた第一條第一項又は第二項の貸付金についても、適用する。但し、第二條第一項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

3 この法律の施行前に電気事業会社が借り入れた第一條第一項の貸

付金について物上担保を附することを約した契約の條項は、この法律の施行の日効力を失ふものとする。

昭和二十五年四月三日印刷

昭和二十五年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁